

自動販売機設置場所賃貸借契約書

自動販売機設置場所の賃貸借に関し、貸付人静岡市（以下「甲」という。）は、借受人〇〇〇（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（貸付物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる市有財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受けるものとする。

物件番号	所在地	施設名称	貸付場所	貸付面積

（使用目的）

第3条 乙は、甲が公募した際の条件を遵守するとともに、貸付物件を自動販売機の設置場所として自ら使用し、他の用途に使用してはならない。

（貸付期間）

第4条 貸付物件の貸付期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

（貸付料及び納付方法）

第5条 貸付料は、売上金額（消費税等を含む。）の〇〇％に消費税率相当分10％（消費税法課税対象の場合に限る。）及び次条に規定する電気料負担額を加算した額とする（それぞれの額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる）。ただし、消費税等の税率が変更された場合には、これに従う。

2 前項に規定する貸付料は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する日までに支払うものとする。

（電気料負担額）

第6条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の電気料を負担するものとする。

2 前項に規定する電気料負担額は、施設の実績に基づいて甲が算出した単価に、設置した自動販売機の消費電力量を乗じた額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

※指定管理施設の場合 ただし、電気料を市に支払う等管理形態により変更可

（貸付料及び納付方法）

第5条 貸付料は、売上金額（消費税等を含む。）の〇〇％に消費税率相当分10％（消費税法課税対象の場合に限る。）を加算した額とする（それぞれの額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てる）。ただし、消費税等の税率が変更された場合には、これに従う。

2 前項に規定する貸付料は、甲が発行する納入通知書により、甲が指定する日までに支払うものとする。

（電気料及び維持管理費負担額）

第6条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の電気料及び維持管理費負担額を負担するものとする。

2 前項に規定する負担額は電気料にあつては施設の実績に基づいて施設管理者である指定管理者が算出した単価に、設置した自動販売機の消費電力量を乗じた額と、維持管理費にあつては売上金額（消費税等を含む。）の5％の額とし、指定管理者が乙に請求し、乙は指定管理者が指定する金融機関に納入するものとする。ただし、その額に1円未満の端数があるときにはこれを切り捨てる。

(遅滞金)

第7条 乙は、第5条第2項の規定による納付期限までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、遅滞日数1日につき、納付すべき金額の2,000分の1に相当する額の遅滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 乙が、貸付料及び遅滞金を納付すべき場合において、納付した金額が貸付料と遅滞金との合計額に満たないときは、まず遅滞金から充当する。

(売上報告)

第9条 乙は、自動販売機の売上を集金したときは、甲に売上金額（消費税等を含む。）を報告するものとする。

2 乙は、本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を四半期ごとに集計し、売上報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙から前項の売上報告書の提出を受けたときは、売上報告に係る貸付料を取りまとめ、速やかに乙に納入通知書を送付するものとする。

4 甲は、乙が提出した売上報告書について、必要があるときには、乙に対し詳細な報告を求めることができる。

(貸付物件の引渡し)

第10条 甲は、第4条に規定する貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとし、乙は、引き渡しを受けた後すみやかに自動販売機を設置するものとする。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件に存する乙の所有する自動販売機について、増改築、模様替え等により現状を変更しようとするときは、事前にその理由及び計画を書面をもって甲に届け出て、甲の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(保全義務等)

第13条 乙は、市民が安心して自動販売機を利用できるよう、適切にその設置、管理及び商品の販売を行うとともに、善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。この場合における費用は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、その責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、その責任においてこれを賠償しなければならない。

(遵守事項等)

第14条 乙は、常に商品の賞味期限に注意するとともに、補充を適切に行わなければならない。

2 乙は、自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で使用済み容器の回収ボックスを設置するとともに、常に清潔を保つよう適切に回収と処理をしなければならない。なお、自社以外の使用済み容器等が投入された場合にも責任をもって処理するものとする。

3 乙は、自動販売機の設置に当たっては、転倒防止措置を講じる等、安全に十分配慮しなければならない。

4 乙は、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情について対応するとともに、自動販売機本体のわかりやすい位置に自動販売機の管理者の会社名又は管理者名並びに故障時の連絡先を明記しなければならない。

(実地調査等)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その状況について質問し、実地に調査し、又は参考資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(1) 第5条の規定による貸付料の納付がないとき。

(2) 前4条に規定する義務に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要があると認めたとき。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項に定めるもののほか、乙がこの契約に規定する義務に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。

3 前2項の規定によりこの契約が解除されたときは、既納の貸付料は還付しない。

4 甲は、貸付物件を甲若しくは公共団体において公用若しくは公共用に、又は甲の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、この契約を解除することができる。

5 乙は、第4条に規定する貸付期間中であっても、甲と協議の上この契約を解除するこ

とができる。

- 6 第1項の規定によりこの契約が解除された場合に当事者に生じた損害については、乙がその責めを負うものとする。

(原状回復)

第17条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、自己の負担で貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項に規定する義務を履行しないときは、乙に代わってこれを原状回復して、乙にその費用を請求することができる。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄等)

第19条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了した場合又は第16条の規定によりこの契約を解除し、若しくは解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費、有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

- 2 乙は、貸付物件を返還する場合においては、第16条第4項の規定による場合を除き、一切の補償を要求することができない。

(甲への報告等)

第20条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第21条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区七間町15番地の1

甲

静岡市公営企業管理者

乙